

【 金銭・物品の受領 】

〔オーバーブッキングの迷惑料〕

問21 当省の指定職の職員は、海外出張に行くための飛行機をビジネスクラスで予約（旅費もビジネスクラスで支給）したが、当日、搭乗予定の飛行機のビジネスクラスがオーバーブッキングになった（座席100に対して予約150）。そのため、航空会社がビジネスクラスを予約した者に対して、エコノミークラスへの変更に応じる者を、エコノミー振替に伴う差額に加え、航空会社の規定に基づく迷惑料40,000円を支払うという条件で50名募集した。

当該職員は、その飛行機で出張する必要があったため、エコノミークラスへの変更に応じ、航空会社から差額と迷惑料40,000円を受領した。（当該職員と航空会社との間に利害関係はない。）差額については旅費法に基づき国庫に返納することになるが、迷惑料40,000円を当該職員が受領して差し支えないか。

答 迷惑料を受領して差し支えない。

本件については、オーバーブッキングによる迷惑料を受領するものであること、航空会社の規定に基づき、エコノミー座席への変更に応じた者全員に対して一律に迷惑料が支払われていること、たまたま職員がエコノミークラスへの変更に応じたことにより今回に限り支払われるものであることを総合的に勘案すると、当該職員が迷惑料を受領したとしても、社会通念上相当と認められる程度を超える財産上の利益の供与とはいえない。

なお、本件迷惑料は、エコノミークラスへの変更に応じた乗客に全員に一律に支払われるものであること、また、慰謝料に類似した性格も認められることから、贈与等報告書の提出の必要はない。

〔食中毒の見舞金〕

問22 当省の職員が、レストランで昼食をとった後、食中毒にかかり、3日間年次休暇を取得して病院に入院したところ、レストランから実際の治療にかかった金額と同額の治療費及び見舞金を支払いたいとの申出があった。

レストランでは、食中毒になった客が入院した場合、社内規定で治療費と入院一日当たり5,000円の見舞金を支払う取扱いとしていることから、今回は見舞金については15,000円を支払う予定とのことである。

当該職員にとって当該レストランは利害関係者に該当しない。

当該レストランから、見舞金を受け取って差し支えないか。

答 見舞金を受け取って差し支えない。

本件については、食中毒になったことに対する当該レストランからの見舞金であること、本件見舞金は、レストランの社内規定により、国家公務員だけでなく、食中毒になった全ての者に対し支払われるものであること、たまたま職員が食中毒になったことにより今回に限り支払われるものであることを総合的に勘案すると、職員が見舞

金を受領したとしても、社会通念上相当と認められる程度を超える財産上の利益の供与とはいえない。

なお、社内規定に基づき一律に支払われるものであること、また、慰謝料に類似した性格も認められることから、贈与等報告書を提出する必要はない。

〔研究助成金の受領①〕

問23 当省から、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（以下「派遣法」という。）に基づき国際機関に派遣されている職員が応募した研究内容が、学識経験者等10名により構成される研究助成基金の運営委員会による選考の結果、助成の対象となり、研究助成金100万円を受けることとなった。

当該職員が応募した研究テーマは個人的な研究として派遣先の勤務時間外に行うものであり、研究内容を報告書にとりまとめて当該基金に提出することとなる。

インターネット上に募集要領が掲載されるなど、広く研究を募集されていたもので、当該職員が応募した結果、助成を受けることとなったものであり、当該職員と助成を行う基金との間に利害関係はない。

当該職員は、当該研究助成金を受け取って差し支えないか。

答 当該研究助成金を受け取って差し支えない。

当該研究助成金は、当該職員が、派遣先の国際機関において、勤務時間外に行った個人的な研究に対する助成金であり、また、その選考は、学識経験者等10名で構成される運営委員会により行われ、透明性及び公正性が確保されていること、インターネットに募集要領が掲載されるなど、広く一般に公募され、選考の結果、認められれば誰でも助成を受けることができるものであり、当該職員に対して特別な便宜を図るものではないことを総合的に勘案すると、当該職員が当該研究助成金を受けたとしても、社会通念上相当と認められる程度を超える財産上の利益の供与とはいえない。

なお、広く一般に公募され、また、学識経験者等で構成される運営委員会で選考が行われるなど、選考方法に透明性及び公正性が確保されており、国民の疑惑や不信を招く恐れがないことから、贈与等報告書の提出は不要である。

〔研究助成金の受領②〕

問24 当省の研究官（特定任期付職員）が、ある大学教授と共同で学術研究を行うこととなった。

共同研究に当たり、ある財団法人が学術研究助成事業の募集を広く一般に行い研究助成金を交付しているため、当該職員は本共同研究についてその助成を受けたいと考えている。

研究助成金の交付については、選考の結果で交付の可否が決まるもので、応募すれば確実に研究助成金を受けることができるものとはなっていない。研究助成金の額は、共同研究の場合、1件150万円となっている。

選考委員は、大学の教授等15名となっている。

助成事業の募集を行っている財団法人は当省と利害関係はないが、選考の結果、研究

助成金の交付を受けることができた場合、当該職員が共同研究者の一人として当該財団から研究助成金を受け取って差し支えないか。

答 当該研究助成金を受け取って差し支えない。

助成対象者の選考は大学教授等15名の選考委員により行われ、透明性及び公正性が確保されていること、広く一般に公募され、選考の結果認められれば誰でも助成を受けることができるものであり、当該職員に対して特別な便宜を図るものではないことを総合的に勘案すると、当該職員が研究助成金の交付を受けたとしても、社会通念上相当と認められる程度を超える財産上の利益の供与とはいえない。

なお、広く一般に公募され、また、大学教授等15名の委員により選考が行われるなど、選考方法に透明性及び公正性が確保されており、国民の疑惑や不信を招く恐れがないことから、贈与等報告書の提出は不要である。

〔原稿料の受領〕

問25 このたび、当省の地方支分部局の局長に対し、利害関係のない事業者から機関誌への原稿の執筆依頼があった。その事業者には日ごろから当該地方支分部局の業務に協力してもらっており、原稿の内容は職員の現在の職務に関する内容を織り込むこととなっている。

執筆は職務外で行うこととし、原稿執筆に係る報酬は、400字詰め原稿用紙8枚で150,000円（一枚当たり18,750円）と高額であるが、当該機関誌には、当該事業者が第三者に執筆を依頼しているコーナーがあり、今回の原稿もそのコーナーに掲載するものであり、当該コーナーへ原稿を執筆依頼した場合の報酬額は一律この額としているとのことである。

当該職員が原稿執筆に係る当該報酬を受け取って差し支えないか。

答 原稿執筆に係る報酬を受け取って差し支えない。

一枚当たりの原稿執筆に係る報酬価額が18,750円と、原稿執筆に係る単価としては高額であるものの、当該職員は、依頼に基づき、勤務時間外に執筆を行うものであること、当該職員が受ける報酬額は、当該事業主が原稿執筆を依頼した場合の報酬基準額に基づいた一律の額であり、公務員に対してのみ特別の便宜を図っているわけではないことを総合的に勘案すると、当該職員が原稿執筆料を受領したとしても、社会通念上相当と認められる程度を超える財産上の利益の供与とはいえない。

なお、執筆内容が、職員の現在の職務に関係するものであることから、贈与等報告書の提出が必要である。

〔レセプション出席後の記念品〕

問26 地方公共団体が主催する国際的なシンポジウムの初日に立食形式のレセプションが開催され、当該シンポジウムのために出張していた当省職員4名（室長、室長補佐、係長、係員）が出席した。

レセプションの出席者は、シンポジウムの参加者、スタッフ等50人程度であった。

レセプション終了後、記念品として、地方公共団体から、地元の文化を広げるために、特産の金箔を施した手箱（価格は3,000円程度）が、レセプションの出席者全員に贈られた。

当該職員にとって、主催者の地方公共団体は利害関係者に該当しないが、当該記念品を受け取って差し支えないか。

答 当該記念品を受け取って差し支えない。

当該職員は利害関係のない地方公共団体が地元の文化を広めるために贈る記念品を受領すること、記念品はレセプションの出席者全員に贈られていること、記念品の価格は3,000円とそれほど高額ではないことを総合的に勘案すると、当該職員が当該記念品を受け取ったとしても、社会通念上相当と認められる程度を超える財産上の利益の供与とはいえない。

〔モーターショーの入場券〕

問27 モーターショーを主催する社団法人が、当該モーターショーの入場券（1,500円相当）を、当省局長クラスの職員に対して、10枚贈りたいと持参してきた。

当該入場券は、主催者である社団法人がPRの目的で、他省庁や民間企業にも広く配布しているものである。当該社団法人から今回のような申出があったのは初めてである。

当該職員にとって、当該社団法人は利害関係者に該当しないが、入場券を受け取って差し支えないか。

答 入場券を受け取って差し支えない。

当該入場券の配布の目的がモーターショーを宣伝することにあること、他省庁や民間企業にも広く配布されているものであること、本件の入場券は、今回初めて贈られるものであることを総合的に勘案すると、当該職員が本件の入場券を受領したとしても、社会通念上相当と認められる程度を超える財産上の利益の供与とはいえない。

なお、本件については、贈与等報告書の提出が必要である。

〔観光大使の名刺受領〕

問28 当省の地方支分部局の局長に対し、当該地方支分部局が所在する県の観光大使に就任してほしい旨の依頼があった。当該県とは利害関係はない。

観光大使は年1回都内で開催するイベントに出席するのみで、特段の活動はないが、県のPRに資するため、観光大使になった者には、全員に観光大使の名刺が支給されるとともに、観光情報誌（定価200円程度）が年数回送付される。

なお、観光大使には、県にゆかりのある経済人、文化人等700名が就いている。

当該職員は、当該名刺及び観光情報誌を受領して差し支えないか。

答 当該名刺及び観光情報誌を受領して差し支えない。

当該名刺及び観光情報誌は、観光大使に任命されたことに伴い配布されるもので、もっぱら観光大使として当該県のPRのために使用されるものであること、観光大使

に就任した者全員に配布されるものであること、利益供与の額も年間数百円から数千円程度とそれほど高額ではないことを総合的に勘案すると、当該職員が名刺等を受領したとしても、社会通念上相当と認められる程度を超える財産上の利益の供与とはいえない。

〔講演内容が掲載された書籍の受領〕

問29 当省の職員が利害関係者に該当しない出版社の依頼に基づき、職務として講演を行った。

後日、当該職員は、個人として、講演の内容が掲載された書籍を購入したい旨出版社に申し出たところ、3冊（1冊当たり3,000円）を見本として贈呈すると言われた。

職員は、当該書籍を受領して差し支えないか。なお、書籍の受領は今回の3冊のみであり、今後の受領予定はない。

答 書籍を受領して差し支えない。

当該職員が書籍を受領することは今回限りであること、利益の供与額は9,000円とそれほど高額であるとはいえないことを総合的に勘案すると、当該職員が書籍を受領したとしても、社会通念上相当と認められる程度を超える財産上の利益の供与とはいえない。

なお、贈与等報告書の提出が必要である（ただし、保存、加筆、関係者への献本等のため、自分の著作物を出版社から必要部数受領した場合は不要）。

〔抽選による航空券の受領〕

問30 職務としてレセプションに出席した当省職員が、当該レセプションの行事として行われた抽選会（他国の在外公館職員、民間企業職員、大学教授等、約400名中、当選者2名）でA国への往復航空券が当選した。

抽選方法は、以下のとおり。

- ①招待状に同封されたチケットにあらかじめ通し番号が記されており、入場の際にチケットの半券を主催者側が回収する形で入場
- ②イベントの最後に、入場の際回収した全ての半券を、外からは見ることができない抽選箱に入れ、来場者の前でA国総領事が抽選箱に手を入れて中の半券を引く。
- ③当選番号が読み上げられても、該当者が既に帰っていたような場合は、権利放棄の扱いで再度抽選する。

上記の方法で、最初の4回は該当者が名乗り出ず、5回目の抽選で当該職員の半券の番号が呼ばれた。

景品の航空券の料金は、15万円程度と高額であるが、当該航空券を受領して差し支えないか。

答 航空券を受領して差し支えない。

本件の抽選は、公務員以外にも多数かつ多様の者が出席するレセプションにおいて、透明性が確保された中で行われたものであること、本件抽選にはレセプションの出席

者全員が参加できたことを総合的に勘案すると、当該職員が航空券を受領したとしても、国民からの疑惑や不信を招く恐れはなく、社会通念上相当と認められる程度を超える財産上の利益の供与とはいえない。

上記のとおり、透明性及び公正性が確保されていることから、贈与等報告書の提出は不要である。

〔任期付職員在職中の福利厚生に係る管理委託費〕

問31 特定任期付職員として当省に採用された職員がそれまで所属していた企業では、従業員が自社株式を定期的に取得・保有し、中長期的な資産形成をするための福利厚生制度として、「持株会」というものが存在する。当該持株会に入会する者は、委託先証券会社に対し、管理委託費として年間500円を支払うこととなっているが、その分の500円は、福利厚生の一環として、当省採用前に勤務していた企業が予め職員に支払うこととなっている。持株会は一度退会すると再入会できないことから、職員は国家公務員となるに当たって当該会を休会しているが、休会中も年間500円の管理委託費は必要である。

当該職員はいったん退職しており、その身分を失っているとはいえ、任期（2年）が終了した際には当該企業に戻ることが予定されていることから、当該企業から職員の管理委託費を民間企業等に出向している他の出向者と同様にこれまでどおり負担することとしたいとの申出があった。

なお、職員にとって当該企業は利害関係者には当たらない。

当該職員が、採用前に所属していた企業から管理委託費を負担してもらって差し支えないか。

答 管理委託費を負担してもらって差し支えない。

当該職員は、国家公務員として採用されており、当該企業に所属しているわけでもなく、勤務実態もないとはいえ、任期が終了した際には当該企業に戻ることが予定されていること、当該制度は福利厚生の一環として長期的な観点から行われているものであって、一度退会すると再入会ができないなど、利益供与を受けることにやむを得ない事情が認められること、当該職員に限らず、他の出向者についても当該企業が管理委託費を負担していること、利益供与の額は年間500円と高額とはいえないこと（任期中の総額は1,000円）、その頻度も年1回で合計2回と少ないことを総合的に勘案すると、当該職員が採用前に所属していた企業から管理委託費を負担してもらったとしても、社会通念上相当と認められる程度を超える財産上の利益の供与とはいえない。

〔任期付職員在職中の弁護士会費〕

問32 当省において、本年4月に特定任期付職員として採用された職員（弁護士）について、当該職員がこれまで所属していた弁護士事務所から、当該職員はいったん当該事務所を退職し、その身分を失うこととなるものの、任期が終了した際には当該事務所に戻ることが予定されていることから、その者の弁護士会費（1か月につき50,000円程度）をこれまでどおり負担することとしたいとの申出があった。

当該事務所と当省との間には利害関係はない。

当該職員が、当該事務所に弁護士会費を負担してもらって差し支えないか。

答 弁護士会費を負担してもらうことは、倫理規程第5条第1項の禁止行為に該当する。

当該職員は、任期が終了した際は当該企業に戻る事が予定されているものの、本件弁護士会費の負担については、長期的な福利厚生を増進を図るためのものとは言い難い等、当該事務所からこのような利益供与を受ける合理的理由は乏しいこと、利益供与の額は毎月50,000円程度（年間60万円程度）と高額であることを総合的に勘案すると、当該職員が当該事務所に弁護士会費を負担してもらうことは、社会通念上相当と認められる程度を超えている。

〔任期付職員となる前の企業からの記念品〕

問33 当省において、任期付職員として採用された課長補佐級職員に対し、当該職員がこれまで所属していた企業から、勤続15周年記念として、旅行券10万円分を贈りたいとの申出があった。

当該職員はいったん当該企業を退職し、その身分を失っているものの、任期が終了した際には当該企業に戻る事が予定されていることから、他の従業員（民間企業等への出向者も含む。）と同様に取り扱いたいとのことである。なお、当該職員と当該企業との間には利害関係はない。

当該職員が、旅行券を受領して差し支えないか。

答 旅行券を受領して差し支えない。

当該贈与は旅行券10万円分と高額ではあるものの、当該職員は、任期が終了した際には当該企業に戻る事が予定されていること、当該旅行券は福利厚生を増進を図るもので長期的な観点から贈られるものであること、当該職員に限らず、出向者も含め要件を満たす者全員に送られるものであること、該当者に1回に限り贈られるものであることを総合的に勘案すると、当該職員が当該旅行券を受領したとしても、社会通念上相当と認められる程度を超える財産上の利益の供与とはいえない。

なお、本件については、贈与等報告書の提出が必要である。